

前回岸和田市都市景観賞からの実施要領の変更案について

●一般公募部門の対象を拡充

これまで一般公募部門の表彰対象は、「おおむね5年以内に新築、補修、改修等」が行われたものとしていたが、対象となる期間を無くし、市内の良好な景観形成に資する建築物等を広く表彰することを検討する。（一般公募部門の表彰において、全期間対象と、おおむね5年以内対象を分ける等も検討）

【 第6回まで 】

岸和田市内に現存する上記以外の建築物等のうち、募集締め切り期日から起算して、おおむね5年以内に新築、補修、改修等を行ない、当該建築物等の所有者が明確であり、かつ所有者が表彰に対して異議のないものを対象とする。

ただし、違法に設置された建築物等及び過去に表彰の対象となったものは、これを除外する。



【 第7回（今回）から 】

岸和田市内に現存する上記以外の建築物等のうち、当該建築物等の所有者が明確であり、かつ所有者が表彰に対して異議のないものを対象とする。

ただし、違法に設置された建築物等及び過去に表彰の対象となったものは、これを除外する。

●「景観まちづくり活動部門」の創設

これまで、建築物（工作物、屋外広告物等）といった「もの」を表彰対象としていたが、これらに加え、地域の景観まちづくりに貢献するような「活動」を表彰対象に加えることで、景観まちづくりに関する取組みが、市民にとってより身近に感じてもらえるような機会を創出する。

【 第7回（今回）から 】

	対象となる活動等及び表彰の視点
景観まちづくり活動部門	<p>本市の良好な景観形成に寄与し、概ね2年以上継続して行う活動や団体等で、次の各号のいずれかに該当するものを対象として表彰を行なう。</p> <p>①地域の良好な景観形成及び地域住民の景観意識醸成に対する貢献度の高いもの</p> <p>②地域固有の景観を活かした活動となっているもの</p> <p>③活動が継続的な景観まちづくりにつなぐと期待できるもの</p>